

NEWS RELEASE

2010年6月3日
株式会社三菱総合研究所**「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会報告書」の厚生労働大臣への報告について**

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」(座長:多田羅浩三放送大学教授)は、「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会報告書」を取りまとめ、厚生労働大臣へ報告を行いました。

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」は、厚生労働省健康局より委託を受けた「ハンセン病問題に関する検証会議」の提言に基づく再発防止検討調査事業として、第三者機関である株式会社三菱総合研究所(代表取締役社長:田中將介、東京都千代田区大手町二丁目3番6号)が事務局として運営しています。

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会(以下、「本検討会」)は、平成18年3月に設置され、「ハンセン病問題に関する検証会議」によって示された提言を踏まえて、その実現に向けたあり方、および道筋等を明らかにすることを目的に、「患者の権利に関する体系」および「疾病を理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への普及啓発」の2つの観点から、再発防止策のあり方、道筋等に関する検討を行ってきました。このたび、その検討結果を「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会報告書」として取りまとめ、厚生労働大臣に報告いたしました。

1. これまでの検討経緯(平成18~20年度)

本検討会では、平成18年度、19年度、20年度において、医療の場にある患者の権利の擁護という観点から検討を行いました。そして、患者の権利についての法規定を整備するとともに、医療従事者の責務や国・地方公共団体の責務についての法規定について、患者の権利擁護とそのため医療従事者の権限と責務という観点を含めて、法体系全体の見直しを行い、医療の基本法として医療法、医師法など医療関係法規の再編成を図ることが、互いの信頼を基盤とした患者と医療従事者の密接な協力関係に基づく最善の医療を確保するのに、緊急の課題になっていることを明らかにしました。これに基づいて、本検討会は、医療の基本法の法制化に向けた取り組みを緊急の課題として早急に進めるよう、厚生労働大臣に強く要望しました。

一方で、今日までの疾病を理由とする差別と偏見に対する取り組み事例を中心に、幅広い検討を行い、疾病を理由とする差別と偏見の克服に向けて、ハンセン病のみならず、その他の疾病、とりわけ誤った認識に基づく差別被害を受けやすい疾病についても、問題解決の方法の導入とそのため機関、あるいはシステムの設置が喫緊の課題になっていることを明らかにしました。これらの検討から、本検討会は、国レベルでは、疾病を理由とする差別・偏見をなくすための独立した委員会の設置、地方公共団体レベルでは、実態の把握および当事者からの申立て等の受理を担う機関、あるいは専門委員の設置などに向けて、厚生労働省、関係省庁、および地方公共団体は総力をあげて取り組むよう強く要望しました。

2. 平成21年度の検討経緯

平成21年度は、「患者の権利に関する体系」、および「疾病を理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への普及啓発」という観点から、わが国の現状について、各界の有識者から報告を受けて検討を行いました。

その結果、本検討会が平成21年度当初に提言した「患者の権利に関する体系」について、医療従事者も含

め、いずれの有識者からも、医療の基本法制定の必要性が指摘され、医療の基本法の法制化に向けた国民的合意が形成されつつあることが示されました。

また、検討会では差別・偏見の克服に向けた、先駆的で貴重な活動が遂行されていることを認識しましたが、これらの積極的な取り組みにもかかわらず、疾病を理由とする差別・偏見はいまだ解消されておらず、むしろ強まるような懸念さえあること、また、被害実態についての然るべき調査が実施されていないなど、国・地方公共団体の取り組みが、一般的な普及啓発活動の域を超えるものとはなっていないとの印象となっています。結果として、本検討会の提言、とりわけ「疾病を理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への普及啓発に関する施策を推進するための組織・機関の設置」を早急に実施する必要性がますます高まっていることが深く認識されました。

3. 平成 21 年度までの検討結果

平成 21 年度の検討を経て、本検討会は、以下の結論に達しました。

患者の権利が擁護され、責務が守られるとともに、医療従事者の権限が尊重され、責務が守られ、国・地方公共団体がその責務を果たす、そのための法体制があつてこそ、患者と医療従事者が対等に、互いの信頼を基盤に、それぞれの患者に固有な医療をすすめることが可能になります。そして、医療の現場においても、医療の基本法の制定が望まれています。

また、疾病を理由とする差別・偏見の克服に向けた国や地方公共団体による意欲的なシステムの構築があつてこそ、市民、患者、医療従事者が一体となった疾病との闘いが可能となります。そして、今日の状況では、そのようなシステムの構築を早急に実施する必要があります。

これらの結論のもとに、本検討会は、国民のひろい理解を得て、医療の基本法の法制化がすすみ、疾病を理由とする差別・偏見の克服に向けたシステムがいち早く構築されることを会の総意として強く希求しています。

※: 報告書本文については添付資料を参照下さい。

[ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会 報告書\[1.1MB\]](#)

※: これまでの本検討会の資料・議事録等は下記ホームページに掲載しております。

[ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会事務局](#)

本件に関するお問い合わせ先

株式会社三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目3番6号

【本プレスリリースの内容に関するお問い合わせ先】

人間・生活研究本部 柏谷、高森

電話: 03-3277-0730 ファクシミリ: 03-3277-3460 メール: hansen_jimukyoku@mri.co.jp

【取材に関する窓口】

広報・IR部 広報室 笠田、鈴木

電話: 03-3277-0003 ファクシミリ: 03-3277-3490 メール: media@mri.co.jp